

旧優生保護法問題検証会議

2026年度第4回検証会議 進行次第

1 日時等

日時 2026年8月12日（水）午後1時～

場所 弁護士会館内会議室

2 進行次第

(1) 各分科会からの報告、検証等事項についての議論

(2) その他

旧優生保護法補償金等支給法第33条に基づく地方公共団体に対する調査要領

1 目的

本調査は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（以下「補償法」といいます。）第33条に基づく調査の一環として行うものです。この調査は、旧優生保護法の下で行われた優生手術を始めとする生殖を不能とする手術や、障害・疾病等を理由とする人工妊娠中絶の実施状況及び法の運用実態を明らかにすることを目的としています。そのためには、都道府県等が保有する優生保護法に関連する資料や記録等をできる限り把握・収集し、分析することが必要不可欠です。いまだ捕捉されていない資料・記録等がないかを探索していただくとともに、提出に際しては、マスキングのない資料・記録を御提出ください。

調査への御協力によって、このような人権侵害が引き起こされた原因を明らかにし、二度と同じ過ちを繰り返さないために講ずべき措置についての検証を行うことが可能になり、偏見差別のない社会の実現に資することになります。

なお、今回の調査は、補償法により国が行うと明示された調査・検証を、国から委託を受けた検証会議が実施するものであり、最大限の協力をお願いします。

2 調査対象・期間

「4 調査事項」について、都道府県・保健所設置市における行政機関（本庁、公文書館、保健所及び福祉事務所等）が保有する資料や記録等を御提出いただくとともに、別紙3の調査票で御回答ください。

本調査では、国民優生法下での優生手術や人工妊娠中絶、優生保護法下での障害等を理由とする人工妊娠中絶も調査対象としています。

対象期間は、調査票中【調査1～6】については、国民優生法が施行されていた昭和16年（1941年）7月から昭和23年（1948年）8月、優生保護法が施行されていた昭和23年（1948年）9月から平成8年（1996年）9月までです。【調査7】については、母体保護法に改正された平成8年（1996年）から現在までです。

3 調査期限

令和8年10月19日までに、調査票（Excel）及び保有資料の写し（PDF）をDVD等の媒体に保存いただき、本書末尾の提出先まで郵送の方法によって御提出ください。

なお、御提出後に新たな関連資料が発見された場合や、御回答に修正が必要な場合、また、期限内の御提出が難しい場合には、本書末尾の問合せ先まで御連絡ください。

4 調査事項

【調査1】省令様式等の保有状況について

(1) 優生保護法下での優生手術について（調査票様式1－1）

A 調査内容

優生保護法又は旧優生保護法施行規則において、作成・提出等が定められている資料（①から⑪）及びそれらに記載されている内容と同内容が記載されているその他の資料（⑫）について、年度ごとに資料が存在するか否か、ある場合にはその件数について、様式1－1に沿って、御回答ください。

B 対象とする資料

対象とする資料は、以下です。

〈法第4条関係〉

- ①優生手術申請書（法第4条。規則第2条。様式第1号）
- ②健康診断書（法第4条。規則第2条。様式第2号）
- ③遺伝調査書（法第4条。規則第2条。様式第2号）

〈法第5条関係〉

- ④優生手術適否決定通知書（法第5条第1項。規則第3条。様式第3号（1））
＊昭和37年（1962年）10月1日までの様式番号は様式第3号
- ⑤優生手術実施医師指定通知書（法第5条第2項。規則第3条。様式第4号）
＊昭和27年（1952年）7月1日までの様式名称は「優生手術実施通知書」

〈法第6条関係〉

- ⑥再審査の申請書（法第6条第1項。規則第4条）
- ⑦再審査に際して付された都道府県優生保護審査会の意見（法第6条第3項）

〈法第7条関係〉

- ⑧優生手術適否決定通知書（法第7条。規則第5条。様式第3号（2））
＊昭和37年（1962年）10月1日までの様式番号は様式第3号

〈法第8条関係〉

- ⑨再審査に関して都道府県優生保護審査会に対して提出された申述書

〈法第9条関係〉

- ⑩提起された訴訟の記録

〈法第11条関係〉

- ⑪優生手術に関する費用として都道府県が支弁した記録（法第11条第1項）

⑫優生手術に関する費用として、国に請求した記録（法第11条第2項）

〈法第12条関係〉

⑬優生手術申請書（法第12条。規則第6条。様式第1号）

⑭健康診断書（法第12条。規則第6条。様式第5号）

⑮同意書（法第12条。規則第6条。様式第6号）

〈法第13条関係〉

⑯優生手術適否決定通知書（法第13条第1項。規則第7条。様式第3号（3））

＊昭和37年（1962年）10月1日までの様式番号は様式第3号

＊昭和37年（1962年）10月1日～昭和57年（1982年）8月30日までは様式第3号（2）

〈法第14条関係〉

⑰優生保護法指定医師として医師会から指定された医師の名簿（法第14条第1項）

〈法第16条関係〉

⑱優生保護審査会の委員名簿

＊昭和24年（1949年）6月1日までの名称は「優生保護委員会」

〈法第25条関係〉

⑲優生手術実施報告書（法第25条。規則第27条。様式第12号（1））

＊昭和27年（1952年）7月1日までの様式番号は様式第8号

⑳優生手術実施報告票（法第25条。規則第27条。様式第12号（2））

㉑優生手術年報（法第25条。規則第27条。様式第14号（1））

＊昭和27年（1952年）7月1日までの様式名称及び様式番号は「優生保護法第25条の届出に関する月報」（様式第10号）

＊昭和27年（1952年）7月1日～昭和29年（1954年）7月1日は「優生手術月報」（様式第14号（1））及び「優生手術年報」（様式第15号（1））

＊昭和29年（1954年）7月1日～昭和44年（1969年）6月21日は、「優生手術半年報」（様式第14号（1））

■⑲⑳の資料については、医師から保健所／市長を経由して都道府県に提出することとされていたので保健所設置市におかれては資料の保有状況の確認に御留意ください。

〈その他〉

㉒上記以外で①～㉑の情報が含まれたもので都道府県が有している資料（優生

手術台帳、審査会議事録、回報・回覧、行政内部での起案、ケース記録など)

C 記載上の留意事項

●保存状況については、当該年の全部又は一部の資料が保管されている場合には「○」、資料が保存されていない又は確認できない場合には「×」を御記入ください。

●件数については、何件分の資料が保管されているのかを御記載ください。

- ・申請、再申請、提訴又は決定1回につき1件として計上してください。
- ・⑪、⑫の費用負担に関する記録については、手術1回に係る資料を1件としてください。
- ・⑰優生保護法指定医名簿及び⑱優生保護審査会委員名簿については、保存状況のみ御記載ください。
- ・⑲優生手術実施報告書、⑳優生手術実施報告票、㉑優生手術年報は、1枚で1件としてください。㉒優生手術実施報告票は同一の優生手術実施報告書の下に綴られていたとしても、別々に計上してください。
- ・その他については、保存状況のみを御記載ください。

(2) 優生保護法下での人工妊娠中絶について（調査票様式1－2）

A 調査内容

優生保護法又は旧優生保護法施行規則において、人工妊娠中絶について作成・提出等が定められている資料（㉓から㉗）及び、それらに記載されている内容と同内容が記載されているその他の資料（㉘）について、年度ごとに、資料が存在するか否か、ある場合にはその件数について、様式1－2に沿って、御回答ください。

B 対象とする資料

対象とする資料は、以下です。

（1948～1952年）

〈法第13条関係〉

㉓人工妊娠中絶手術申請書（法第13条第1項第1号～第4号。規則第7条。様式第5号）

㉔健康診断書（法第13条第1項第1号。規則第7条。様式第2号）

㉕遺伝調査書（法第13条第1項第1号。規則第7条。様式第2号）

㉖他の医師の意見書（法第13条第1項第1号、第2号、第3号）

㉗民生委員の意見書（法第13条第1項第4号）

〈法第14条関係〉

㉘人工妊娠中絶手術適否決定通知書（法第 14 条。規則第 8 条。様式第 6 号）

〈法第 17 条、第 18 条関係〉

㉙地区優生保護委員会の委員名簿

〈法第 25 条関係〉

㉚人工妊娠中絶実施報告書（法第 25 条、規則第 14 条第 1 項。様式第 9 号）

㉛人工妊娠中絶月報（法第 25 条。規則第 14 条第 2 項。様式第 10 号）

（1952 年～1996 年）

〈法第 25 条関係〉

㉜人工妊娠中絶年報（法第 25 条。規則第 27 条。様式第 14 号）

〈その他〉

㉝上記以外で㉘～㉜の情報が含まれたもので都道府県が有している資料（地区優生保護委員会議事録、回報・回覧、行政内部での起案、ケース記録など）

C 記載上の留意事項

●保存状況については、当該年の全部又は一部の資料が保管されている場合には「○」、資料が保存されていない又は確認できない場合には「×」を御記入ください。

●件数については、何件分の資料が保管されているのかを御記載ください。

- ・申請と決定 1 回につき 1 件として御計上ください。
- ・㉙地区優生保護委員会の委員名簿については、保存状況のみ御記載ください。
- ・㉝その他については、保存状況のみを御記載ください。

（3）優生結婚相談所・優生保護相談所について（調査票様式 1－3）

A 調査内容

優生保護法又は旧優生保護法施行規則において、優生結婚相談所（優生保護相談所）について、作成・提出等が定められている資料（㉞、㉟）について、年度ごとに、資料が存在するか否かを、様式 1－3 に沿って御回答ください。

B 対象とする資料

（1948 年～1952 年）〈法第 20 条関係〉

㉞優生結婚相談報告書（法第 20 条。規則第 12 条。様式第 7 号）

（1952 年～1996 年）〈法第 20 条関係〉

㉟優生保護相談所事業報告（法第 20 条。規則第 26 条。様式第 11 号）

C 記載上の留意事項

●保存状況については、当該年の全部又は一部の資料が保管されている場合には「○」、資料が保存されていない又は確認できない場合には「×」を御記入ください。

(4) 国民優生法下での優生手術及び人工妊娠中絶について（調査票様式 1－4）

A 調査内容

国民優生法又は国民優生法施行規則において、作成・提出等が定められている資料（㉔から㉔）及び、それらに記載されている内容と同内容が記載されているその他の資料（㉔）について、年度ごとに、資料が存在するか否か、ある場合にはその件数について、様式 1－4 に沿って御回答ください。

B 対象とする資料

対象とする資料は、以下です。

〈国民優生法第 7 条関係〉

㉔優生手術申請書（国民優生法第 7 条第 1 項、施行規則第 4 条、様式第 1 号）

㉔健康診断書、優生手術結果了知証明書及び遺伝調査書（法第 7 条第 2 項、施行規則第 4 条、様式第 2 号）

〈法第 9 条関係〉

㉔不服の申立書（法第 9 条、施行規則第 6 条）

㉔不服の申し立てを受理した場合、決定書、地方優生審査会の答申書など（地方長官から厚生大臣に送付／法第 9 条、施行規則第 7 条）

〈法第 11 条関係〉

㉔出頭通知書（法第 11 条、施行規則第 8 条、様式第 3 号の 1）

㉔健康診断通知書（法第 11 条、施行規則第 8 条、様式第 3 号の 2）

〈法第 13 条関係〉

㉔優生手術命令書（法第 13 条、施行規則第 9 条、様式第 4 号）

㉔優生手術停止報告書（法第 13 条、施行規則第 12 条、様式第 5 号）

㉔優生手術中止通知書（法第 13 条、施行規則第 12 条、第 13 条、様式第 6 号）

㉔優生手術延期通知書（法第 13 条、施行規則第 12 条、第 13 条、様式第 7 号）

㉔優生手術実施経過報告書（法第 13 条、施行令第 13 条、第 14 条、施行規則第 14 条、様式第 8 号）

㉔優生手術台帳（法第 13 条、施行規則第 15 条、様式第 9 号）

〈法第 16 条関係〉

④⑧国民優生法第 16 条に関する届出書（法第 16 条、施行規則第 17 条、様式第 10 号）

〈その他〉

④⑨上記以外で③⑥～④⑧の情報が含まれたもので都道府県が有している資料（地方優生審査会議事録、地方優生審査会委員の名簿、回報・回覧、行政内部での起案、ケース記録など）

C 記載上の留意事項

●保存状況については、当該年の全部又は一部の資料が保管されている場合には「○」、資料が保存されていない又は確認できない場合には「×」を御記入ください。

●件数については、何件分の資料が保管されているのかを御記載ください。

【調査 2】優生手術・人工妊娠中絶の件数

A 調査内容

調査 1 の優生保護法の下での（1）優生手術について、（2）人工妊娠中絶について、回答した資料の内容及びその他の資料を確認の上、該当する件数を御記入ください。

B 調査項目

（1）優生保護法下での優生手術について

〔法第 4 条・第 12 条関係〕（調査票様式 2－1）

- ①申請数
- ②審査結果
- ③「適」とされた性別・年齢階層
- ④手術を受けた者
- ⑤手術を受けた者の性別・年齢階層

〔法第 3 条関係〕（調査票様式 2－2）

⑥～⑩手術を受けた者の人数（法第 3 条第 1 項第 1 号～第 3 号）、性別、年齢階層

（2）優生保護法下での人工妊娠中絶について

〈1948 年～1952 年 5 月〉（調査票様式 2－3－1）

- ⑪手術を受けた者
- ⑫法第 12 条による任意の人工妊娠中絶を受けた者
- ⑬法第 13 条第 1 項第 1 号による人工妊娠中絶を受けた者（人工妊娠中絶手術

申請数、審査結果、人工妊娠中絶実施数（妊娠月数、法第13条第1項第1号～第4号該当、年齢階層別）

〈1952年～1996年〉（調査票様式2-3-2）

⑭～⑳人工妊娠中絶実施数（妊娠週別、法第14条第1項第1号～第3号該当、年齢階層別）

C 記載上の留意事項

- 法第4条、第12条の優生手術については、申請から手術実施までの各段階について、様式2-1〔第4条・第12条関係〕に御記載ください。
- 法第3条の優生手術については、都道府県における審査は行われていないため、手術段階についてのみ様式2-2〔第3条関係〕に御記載ください。
- 人工妊娠中絶については、1952年の法改正により中絶をめぐる規制が大きく変わり、作成・提出等が定められた資料も変更されました。法改正前については様式2-3-1、法改正後については様式2-3-2に、御記載ください。
- 「全体数」には、個人が特定できないものも含め、把握できる全体の件数を御記載ください。「個人が特定できる件数」には、全体の件数のうち、個人が特定できる情報（少なくとも氏名）を有するものの件数を御記載ください。

【調査3】優生保護法下の優生手術についての個人記録の調査（調査票様式3）

【調査1】及び【調査2】の優生保護法下の優生手術について、個人が特定できる資料に基づいて個人名簿を作成し、御提出ください。

様式3の記載の項目を含む形式であれば、名簿の様式は問いません。

●名簿に記載する個人について

・法第3条（第1項第1号～第3号）、法第4条、法第12条に基づき実施された優生手術（根拠条項が不明なものを含む。）に関する記録が、都道府県等において保有されている全ての個人を御記載ください。医療機関や福祉施設において保全されている優生手術に関する記録は対象ではありません。

なお、優生手術申請書や都道府県優生保護審査会で「適」とされた記録など、実際に手術が行われたことが記録から確認できない個人も名簿に御記載ください。

【調査4】保有する省令様式等の資料の提出

調査1において、保有が確認された資料（優生保護法下での優生手術や人工妊娠中絶、優生結婚（保護）相談所に関する資料、国民優生法下での優生手術・人工妊娠中絶に関する資料）の写しを御提出ください。

提出に当たっては、別紙5「提出資料に関する留意事項」に沿う形での提出を

お願いいたします。

【調査 5】子宮・卵巣・睾丸の摘出、卵巣への放射線照射等の生殖を不能とする手術や処置に関する資料調査（調査票様式 5）

調査 1 の資料の他に、子宮・卵巣・睾丸の摘出、卵巣への放射線照射等の法定外手術に関して、把握している資料・記録があれば、様式 5 に記入した上で、その写しを御提出ください。

【調査 6】その他保有する資料（優生保護法下で作成された資料）等の調査（調査票様式 6）

- (1) 優生手術・人工妊娠中絶に関係する情報が含まれている統計資料や説明資料、記録等（〇〇統計、〇〇白書、パンフレット、手引き、国や自治体からの通知、事務連絡、疑義照会等）を保管している場合には、様式 6 に記入した上で、資料の写しを御提出ください。
- (2) 特に、1960 年代半ばから 1970 年代半ばにかけて、「不幸な子どもの生まれない運動」*等の名称で、障害児の出生予防を求める政策が全国で実施されました。その資料・記録（パンフレット、冊子など）等があれば、その資料の写しを御提出ください。
*なお、この「運動」は、例えば「健康な子を生む運動」（青森県）、「すこやかに生み育てる」（神奈川県）、「太陽の子運動」（鹿児島県）のように様々なキャッチフレーズで行われたり、キャッチフレーズを伴わないまでも、障害児の出生抑制政策が全国各地で実施されたことに御留意ください。
- (3) 精神衛生相談所（1950 年～）、精神衛生センター（1965 年～）、精神保健センター（1988 年～）に関する資料のうち、優生保護及び優生手術・人工妊娠中絶等に関する記載がある資料（相談所が発行した所報、年報、事例集、優生上の問題に関する相談記録など）があれば、その写しを御提出ください。
- (4) 精神薄弱者更生相談所（1960 年～）に関する資料のうち、優生保護及び優生手術・人工妊娠中絶に関する記載がある資料（相談所が発行した所報、年報、事例集、優生上の問題に関する相談記録など）があれば、その写しを御提出ください。
- (5) 児童福祉法に基づく施設についての措置・処遇に関する文書のうち、優生手術や人工妊娠中絶等に関する記載を含む通知、事務連絡、疑義照会等の資料があれば、その資料の写しを御提出ください。

(6) 福祉事務所が保有する資料のうち、優生保護及び優生手術・人工妊娠中絶に関する記載がある資料があれば、その写しを御提出ください。

**【調査 7】母体保護法下（1996 年～）での不妊手術・人工妊娠中絶について
（調査票様式 7）**

障害等を理由とする不妊手術や人工妊娠中絶について、自治体から国への疑義照会や回答、国から自治体に向けて発出された通達・通知があれば、様式 7 に記入した上で、その写しを御提出ください。

●【調査 4】～【調査 7】の資料提出に当たっては、別紙 5「提出資料に関する留意事項」を御参照ください。

（以下略）

議事要旨（第1分科会・2026年度第9回）

日時 2026年7月23日（木） 10:00～12:15

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【補助員】後藤、阿久津、船橋

【オブザーバー】松原

【日弁連法務研究財団】関口（事務局次長）、採澤（事務局長）

<議事概要>

1. 医療機関・福祉施設に対する調査

(1) 重点調査について

- ① 既に決まっている先行調査の対象施設の担当者決定
 - ② 先行対象の施設に対する調査の進め方
 - ③ 残りの重点調査候補施設
→都道府県に、廃止されている施設（あるいは現行施設の過去の資料）の保管場所
についての問い合わせが必要
- (2) その他の施設（保全候補施設）に対する調査
資料保存、地域分析等、主眼となる要素について議論。次回以降も協議続行。

2. マスキングについて

3. 地方公共団体に対する照会の進捗について

4. 聞き取り対象者への資料提出依頼について

5. 次回分科会

8/4（火）13:00～15:00

補助員：後藤委員、阿久津委員、船橋委員参加依頼

議事要旨（第1分科会・2026年度第10回）

日時 2026年8月4日（火） 13:00～16:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【補助員】後藤、阿久津

【オブザーバー】松原

【日弁連法務研究財団】関口（事務局次長）、採澤（事務局長）

<議事概要>

1. 資料閲覧にかかる合意書について

- ・ 文案を相手先と協議

2. 医療機関・福祉機関に対する照会について

(1) 他の分科会との打合せ予定

- ・ 8/5 精神チーム
- ・ 8/7 福祉チーム

(2) 8/3のハンセン施設調査チーム打合せの報告

- ・ 研究補助員追加選任予定

(3) 個別の病院についての調査計画について

- ・ 調査計画の概要、資料の取り寄せ方法、必要人員等の見積もりについて

(4) その他重点調査候補について

3. 重点調査対象施設以外に対する調査

- ・ 簡易式アンケートによる資料の保管の確認の方針

4. こか庁への問い合わせ事項・資料請求について

5. 追加聞き取り調査について

6. 次回分科会日程

追って協議する。

議事要旨（第2分科会・第4回）

日時 2026年7月27日（月）13:00～15:30

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】齋藤、関哉、奈良岡、西村、藤野、藤原久美子、松永、村井

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

<議事概要>

1. 調査検証等の作業について、主に次の事項に関し、報告、意見交換が行われた。

- ・政界関係者の聞き取り、今後の調査予定
- ・市民団体の聞き取り
- ・法曹関係、教育関係の調査進捗状況
- ・報道に関する調査
- ・福祉施設への調査、福祉関連資料の調査
- ・優生結婚相談所に関する調査
- ・報告書のあり方

2. 今後のスケジュール

- ・8月31日（月）15時00分～17時00分
- ・9月17日（木）12時00分～14時00分
- ・10月20日（火）10時00分～12時00分
- ・11月24日（火）14時00分～16時00分
- ・12月21日（月）10時00分～12時00分

以上